

2025年8月15日

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
事務局長 末吉孝徳 殿

育児・介護休業等規則変更案に対する意見書

公益財団法人日本知的障害者福祉協会 事業課 主任
東京南部労働者組合・日本知的障害者福祉協会 組合員
松浦 聡

2025年8月1日に配布された、2025年10月1日改定「育児・介護休業等規則」変更案（以下、本規則という）について意見を申し述べます。

記

1. 本規則第21条第1項に定める柔軟な働き方を実現するための措置の(1)養育両立支援休暇と(2)短時間勤務制度は、当該職員の必要に応じて1つ又は2つの措置も選択できる様にすることが望ましい。

よって、本規則条項は以下の様に変更されたい。

1 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く。）は、柔軟な働き方を実現するために申出ることにより、次の各号のいずれか1つ又は2つの措置を受けることができる。

2. 本規則第21条第3項にある「変更申出書」は所定の様式が示されていないが、「(事務局様式14)柔軟な働き方を実現するための措置申出書」と兼ねるならば事務局様式14の変更、又は新たに所定の事務局様式の作成が必要である。

3. 本規則第21条第1項に定める柔軟な働き方を実現するための措置の(1)養育両立支援休暇と(2)短時間勤務制度は、該当する職員が給与の減額により制度利用を躊躇うことが無い様、制度の実効性

を担保するためにも、賃金を控除せず有給での制度とすることが望ましい。

特に(1) 養育両立支援休暇は、中小企業事業主を対象とした両立支援等助成金(柔軟な働き方選択制度等支援コース)の申請を東京労働局に行い、助成金の給付を受けられれば、有給での制度とすることも可能である。

4. 前項3. とする場合、本規則第21条第5項の養育両立支援休暇は、始業・終業時刻と連続しない(中抜け可能)な形で取得できる制度とし、同条同項の各号を以下の様に変更されたい。

(1) 時間単位で取得することができる。時間単位で取得する場合は、始業時刻から連続せず、かつ終業時刻まで連続しない形で取得することができる。

(2) 取得しようとする者は、原則として、事前に養育両立支援休暇申出書(事務局様式15)を提出することにより、申出るものとする。

(3) 本制度の適用を受ける間の給与については、有給とする。

5. 本規則第21条第7項の短時間勤務制度の取り扱いは、本規則第19条(育児短時間勤務)で定める該当する職員の子の養育する期間が異なるだけなので、以下の様に変更してもよいのではないか。

(育児短時間勤務)

第19条

1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、申し出ることにより、就業規則第28条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。(以下、略)

第21条

7 短時間勤務制度についての取り扱いは、第19条に定めるものとする。(本条本項の各号は削除)

以上